

建政－２０３０
令和７年３月７日

各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長 } 様

秋田県建設部長
(公印省略)

下水道工事等における安全管理の徹底について（通知）

建設工事等の安全管理に関しては、「建設工事における施工体制や安全管理体制の強化について（令和７年３月７日付け建政－２０２８、秋田県建設部長通知）」により施工体制や安全管理体制の再確認及び適切な工事の施工に向けた一層の取組強化をお願いしているところです。

本日発生した事故については、現在調査中であり、今後発生原因を確認することとしておりますが、再発防止を図るため、下水道工事等の施工においては、酸素欠乏症等防止規則（昭和４７年９月３０日労働省令第４２号）等に基づき、安全管理に万全を期すとともに、発注者と緊密な連携を取るようお願いします。

担当：秋田県建設部建設政策課
建設業チーム
TEL 018-860-2425